

池田町かえで広場遊具設置工事(設計・施工)
に係る公募型プロポーザル手続実施について

池田町かえで広場遊具設置工事(設計・施工)に係る公募型プロポーザル手続を以下のとおり実施しますので、告示します。

令和 7 年 5 月 1 9 日

池田町長 矢口 稔

1 工事概要

- | | |
|----------|--|
| (1)工 事 名 | 令和 7 年度 かえで広場遊具設置工事(設計・施工) |
| (2)工事箇所 | 池田町 かえで広場 |
| (3)内 容 | 事業者からの提案に基づく、かえで広場遊具設置工事のデザインビルド方式による設計・施工 |
| (4)履行期限 | 令和 8 年 3 月 3 1 日 |

2 工事の詳細な説明

6(2)②により交付する「かえで広場遊具設置工事(設計・施工)公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)による。

3 受注者の要件

- (1)本工事の受注者の選定に当たっては、公募型プロポーザルにより、定められた期限内に企画提案者として参加表明書を提出した者から、かえで広場遊具設置工事(設計・施工)公募型プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)による審査の結果、受注候補者として特定された者とする。

4 参加資格

本工事のプロポーザルに参加できる者は、単体企業とし、①～⑩に掲げるすべての要件を満たしている者であって、池田町長が指定する日時までに、「かえで広場遊具設置工事(設計・施工)に係る公募型プロポーザル実施要領」で指定する参加表明書等を提出し、池田町長による参加資格の確認を受けた者とする。

①令和 7・8・9 年度池田町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(長野県に入札参加申請を提出してある場合も同等とみなす)

②長野県内に本社、支店、営業所等(支店、営業所等の場合は、本社から委任を受けていること。)のいずれかを有していること。

③地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

④公告日から企画提案書の提出期限日までの間に、池田町から競争入札参加資格者について指名停止の措置を受けていないこと。(参加資格の確認を受けた後に指名停止の措置を受けた場合は、

参加資格は取り消すものとする。)

- ⑤池田町暴力団排除条例(平成23年池田町条例第21号)第2条に規定に該当しないこと。
- ⑥国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑦会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き中の者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなす。
- ⑧令和7・8・9年度の池田町建設工事等入札参加資格者名簿の「とび・土工・コンクリート工事」又は「造園工事」に登録されている者で、公告日現在においても登録されている者であること。
- ⑨一般社団法人日本公園施設業協会のSP認定企業であること。
- ⑩平成26年4月以降に単体企業又は共同企業体の代表構成員として、国又は地方公共団体が発注した遊具施設の設置工事において、コンサルティングや設計、構造物の製作、施工のいずれかを元請で受託し、公告日現在において当該業務が完了している実績のある者であること。

5 評価項目

評価項目	評価の着目点
テーマ・コンセプト	利用者の増加が見込める提案となっているか。また、大型遊具を始め、インクルーシブ遊具や健康遊具、日除け施設等の配置により「幅広い世代が気軽に集い 楽しみ くつろぐエリア」の理念を叶える提案となっているか。
	整備内容が、かえで広場の景観に合った魅力的な提案(形状、色調、配色等)となっているか。
構造・形態	色々な遊びの形態(のぞく、のぼる、くぐる、滑る、滑走・滑降、懸垂、健康に配慮等)が盛り込まれているか。
	複数人が同時に利用できるよう構造・配置等の工夫はされているか。
安全に対する配慮	設置する構造物へのからまり、引っ掛かり、落下、挟み込みなど予期せぬケガ(ハザード)への対応が適切であるか。また、遊び方や注意事項などを記載した案内板、安全マット、安全柵等が適切に配置されているか。
維持管理	構造体の使用期間が長寿命化するよう耐久性・耐食性に優れた材料を使用しているか。また、維持管理(交換・補修)がしやすい材質・構造・塗装となっているか。
事業実施体制に関する評価	事業の実施体制(設計、施工等)は、適切な役割や責任の分担が明確で、技術者の配置や資格が適正であり、企業の強みが活かされているか。

事業工程計画に関する評価	利用者の意見聴取から工事完了まで全体のスケジュールは適切で実効性のある計画であるか。また、事業全体の完了期間を短縮する工夫がされているか。
総事業費の評価	提案上限額の範囲内で、積極的な追加提案がされているか。
実績に関する評価	近隣市町村での設計・施工等の実績があり、創造性や安全性、技術力、施工後のアフターフォローについて評価できるか。
総合評価	提案書の内容をよく補完したプレゼンテーションとなっているか。また、積極的に取り組む意欲があるか。

6 手続等

(1) 担当課 池田町総務課財政係
〒399-8696 長野県池田町大字池田 3203-6
TEL 0261-62-3131(内 130)
FAX 0261-62-9404
mail : zaisei@town.ikeda.nagano.jp

(2) 関係資料

- ①かえで広場遊具設置工事(設計・施工)に係る公募型プロポーザル手続実施について(告示第 62 号)及び実施要領
- ②参加表明書(様式第 1 号)
- ③会社概要(様式第 2 号)
- ④工事实績調書(様式第 3 号)
- ⑤配置予定技術者調書(様式第 4 号)
- ⑥企画提案書(様式第 5 号)
- ⑦質問書(様式第 6 号)
- ⑧別添 1 位置図(資料 1)
- ⑨別添 2 状況写真(資料 2)
- ⑩平面図

(3) 参加表明書の提出

ア 作成方法

「かえで広場遊具設置工事(設計・施工)に係る 公募型プロポーザル実施要領」によること。

イ 提出先

池田町 総務課 財政係

ウ 提出期間

令和 7 年 5 月 1 9 日(月)から令和 7 年 5 月 3 0 日(金)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く。午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで)

エ 提出方法

1 部を持参又は郵送で提出すること。(郵送の場合は、書留郵便とし、封筒に「公募型プロポーザル参加表明書在中」と朱書きの上、提出期日の午後 5 時 1 5 分必着とする。午後 5 時 1 5 分を過ぎた者は、理由の如何を問わず、受け付けないこととする。)

オ その他

要求した内容以外の書類、図面等については、受理しない。

(4)参加表明書等に関する質問の受付及び回答

ア 質問は、6(2)⑨質問書(様式第6号)により行うものとし、持参、郵送、FAX、又は電子メール(持参以外の場合は、到着又は着信を受付担当課へ確認すること。)のいずれの方法でも可能とする。
なお、文書には担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを併記すること。

イ 質問の提出先

池田町 総務課 財政係

ウ 質問の受付期間

令和7年5月19日(月)から令和7年5月23日(金)まで
(土曜日、日曜日、祝日は、除く。午前8時30分から午後5時15分まで)

エ 質問に対する全ての回答は、令和7年5月27日(火)までに質問者を伏せた形で町のホームページで公表する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

(5)企画提案書の提出

ア 作成方法

「かえで広場遊具設置工事(設計・施工)に係る 公募型プロポーザル実施要領」によること。

イ 提出先

池田町 総務課 財政係

ウ 提出期間

令和7年6月16日(月)から令和7年7月4日(金)まで
(土曜日、日曜日、祝日を、除く。午前8時30分から午後5時15分まで)

エ 提出方法

正・副本11部(押印なし)、を持参又は郵送で提出すること。(郵送の場合は、書留郵便とし、封筒に「プロポーザル提案書在中」と朱書きの上、提出期日の午後5時15分必着とする。
午後5時15分を過ぎた者は、理由の如何を問わず、受け付けないこととする。)

オ その他

- ・エの提出期間内に技術提案書の提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。
- ・要求した内容以外の書類、図面等については、受理しない。

(6)提案書に関する質問の受付及び回答

ア 質問は、文書により行うものとし、持参、郵送、FAX、又は電子メール(持参以外の場合は、到着又は着信を受付担当課へ確認すること。)のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には、担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを併記すること。

イ 質問の受付部署

池田町 総務課 財政係

7 プロポーザルの審査

(1)審査

選定委員会において、プロポーザルの書面審査及びヒアリングを実施し、受注候補者を特定する。ただし、受注候補者に参加資格の喪失や失格などが発生したときには、次点候補者提案者を受注候補者に繰上げ特定する場合がある。

(2)結果の通知

審査の結果は、プロポーザル参加者に対し速やかに書面により通知する。また、審査結果等については、町のホームページ等で公表する。

8 選定委員会

本プロポーザルにおいて、受注候補者の選定にあたっての審査は、かえで広場遊具設置工事（設計・施工）公募型プロポーザル選定委員会で行う。

9 その他

- (1)企画提案書の提出は、応募者1者につき1案とする。
- (2)この提案の作成に要した費用、旅費、そのほか、この提案に関する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (3)参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して資格停止措置を行うことがある。
- (4)企画提案者の失格
 - 次のいずれかに該当した者は、失格とする。
 - ①本件プロポーザルの参加資格要件を満たさない者
 - ②本件プロポーザルの公告をした以後、選定委員会委員と本業務に関する接触を求めた者
- (5)参加表明書及び企画提案書の取扱い
 - ①提出された参加表明書及び企画提案書を、本町の了解なく公表、使用してはならない。
 - ②提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
 - ③提出された参加表明書及び企画提案書は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。
 - ④提出された参加表明書及び企画提案書並びにその複製は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (6)参加表明書及び企画提案書の提出後において、原則として、参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本町の了解を得なければならない。
- (7)参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退書(様式任意)を令和7年5月30日(金)【企画提案書の提出期間内】午後5時15分までに持参又は郵送(書留郵便とし、封筒には「プロポーザル参加辞退書在中」と朱書きすること。)で提出するものとし、郵送の場合は、提出期間内に必着のこととする。

問い合わせ先 池田町 総務課 財政係 TEL 026 1-62-3131(内 130) FAX 0261-62-9404 mail : zaisei@town.ikeda.nagano.jp
